



福島医発第 3299 号 (地)

平成 28 年 3 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

看護師等免許保持者の届出制度に係るリーフレットの配布について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省医政局看護課より日本医師会を通じて、通知がありましたのでお知らせいたします。

看護師等の人材確保の促進に関する法律が改正され、看護師等免許保持者の届出制度が平成 27 年 10 月 1 日より施行されております。(平成 27 年 6 月 11 日付福島医発第 805 号(地)の「看護師等の人材確保に関する事項の施行について」でお知らせしております。)

今般、より一層の制度普及に向けて、厚生労働省において別添リーフレットが作成されました。

本制度においては、病院等の開設者や看護師等養成所の設置者は、都道府県ナースセンターへの届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めることとされております。必要な支援とは、離職する看護職員に対して届出を促すこと、看護職員に代わって一括して届出を行ったりすること、また学校・養成所でキャリア教育の一環として届出制度について学生への教育を行うこと等です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へのご周知の程よろしくお願いいたします。

なお、チラシは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>

---

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志  
会長 廣瀬真恵

(地 I 279)

平成 28 年 2 月 17 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



看護師等免許保持者の届出制度に係るリーフレットの配布について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 27 年 10 月より施行された看護師等免許保持者の届出制度につきましては、これまで種々ご連絡申し上げております。

今般、より一層の制度普及に向けて、厚生労働省において別添のリーフレットが作成されました。

本制度においては、病院等の開設者や看護師等養成所の設置者は、都道府県ナースセンターへの届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めることとされております。支援とは、離職する看護職員に対して届出を促したり、看護職員に代わって一括して届出を行うこと、また学校・養成所でキャリア教育の一環として届出制度について学生への教育を行うこと等です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会、医師会立助産師・看護師・准看護師養成所等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>



平成 28 年 2 月 5 日  
事 務 連 絡

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課

看護師等免許保持者の届出制度に係るリーフレットの配布について

看護行政の推進については、平素よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

先般、看護師等の人材確保の促進に関する法律が改正され、看護師等免許保持者の届出制度が平成 27 年 10 月 1 日より施行されました。

より一層の制度普及に向けて、制度の詳細を記載したリーフレットを作成しましたので、貴団体管下の関係者各位に配布する等、制度の周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本制度において、病院等の開設者等は、届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めることとされています。貴団体におかれましては、管下の関係者各位に、看護師等が離職する場合には都道府県ナースセンターに届出を行うことが法律で定められている旨を情報提供し、届出を促すことや、当該看護師等の同意の下、当該看護師等に代わって都道府県ナースセンターに届け出ることなどへのご協力を呼びかけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

リーフレット並びに以前配布のポスター・チラシにつきましては、以下の厚生労働省ホームページ「看護師等免許保持者の届出制度」からダウンロードできますので、ご活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>

【連絡先】

厚生労働省医政局看護課人材確保係  
電話：03-5253-1111（内線2599）

看護師等の仕事をされていない  
免許保持者の皆さんへ

# ナースセンターへの届出制度と 復職支援をご利用ください！

**届出制度とは？** 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が改正され、平成27年10月1日から施行されました。

届出制度とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方に、氏名や連絡先などを都道府県ナースセンター※へ届け出ていただく制度です。

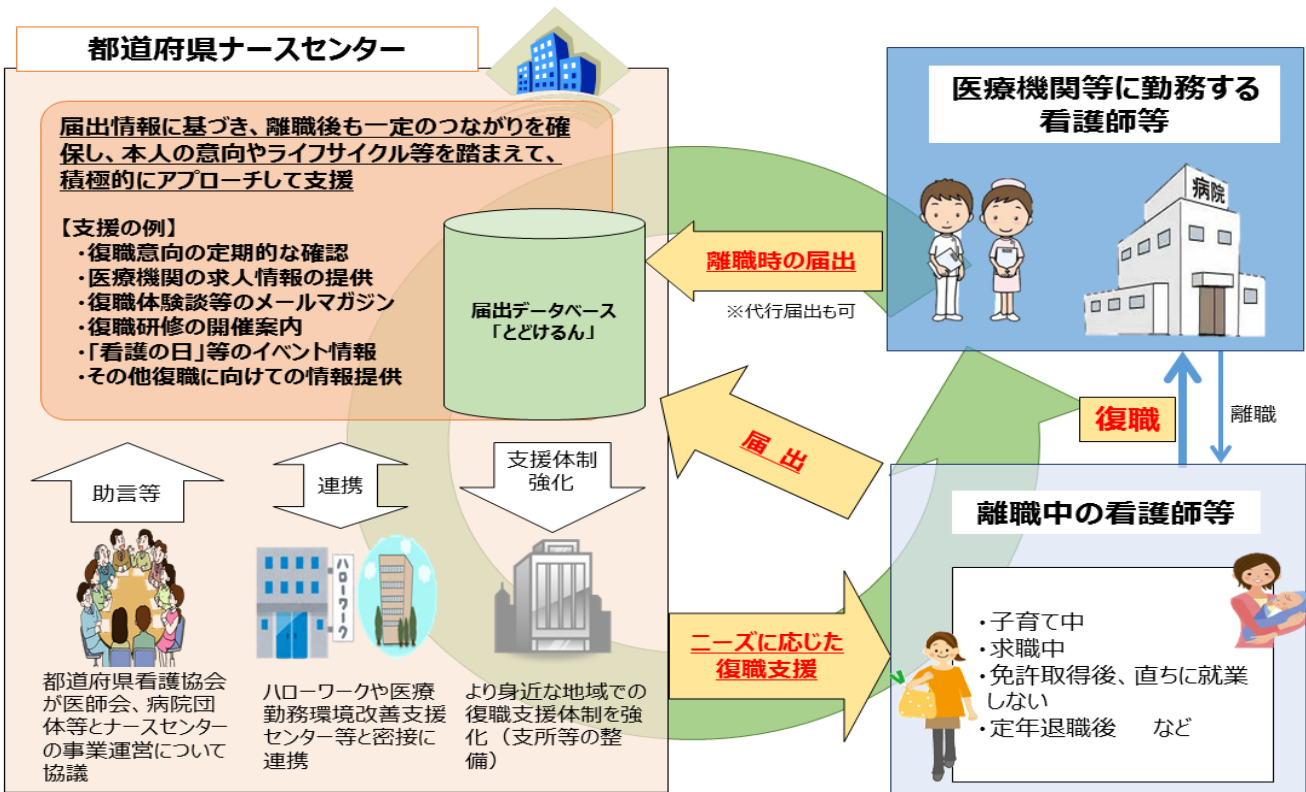
※都道府県ナースセンターは、法律に基づいて都道府県知事が指定する、看護職員確保の公的な拠点です。

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には、看護職員が約196～206万人必要と推計されています。今後、少子化が進む中で看護職員の人材確保を進めるためには、潜在看護職員を含めた離職中の看護師等の復職支援が必要となっています。

このため、平成27年10月から新たな届出制度（届出は努力義務）が始まりました。

届出情報をもとに、都道府県ナースセンターが離職中の看護師等の方とつながりを保ち、それぞれの状況に応じて、復職に向けた研修、無料の職業紹介、相談員によるアドバイスや情報提供等の支援を行います。

## ナースセンターによる看護職員の復職支援



厚生労働省

## 届出のタイミングは？

### ■ 病院等を離職するなど、以下の場合です。

- ・ 病院等を離職した場合（病院等：病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所）
- ・ 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
- ・ 免許取得後、直ちに就業しない場合
- ・ 平成27年10月1日において、現に業務に従事していない場合

## 届出する事項は？

- 氏名、生年月日、住所
- 電話番号や電子メールアドレスなど、連絡先に関する情報
- 看護師等の籍の登録番号と登録年月日
- 就業に関する状況

※ 届出事項に変更が生じた場合は、届出事項の「変更登録」を行ってください。

## 届出の方法は？

### ■ インターネットを経由した届出が原則となります。

お持ちのスマートフォンやパソコンから、看護師等の届出サイト「とどけるん」に届出事項を入力してください。

<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>

検索



「とどけるん」のトップページ

### ■ インターネット利用環境にない方は、書面での届出も可能です。

お近くの都道府県ナースセンターへお問い合わせください。

## 病院などによる届出の支援

### ■ 病院等の開設者、保健師・助産師・看護師・准看護師の学校・養成所の設置者は、届出が適切に行われるよう必要な支援に努めなければならないとされています。

### ■ 「支援」とは、離職する看護職員に対して届出を促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所でキャリア教育の一環として届出制度について学生への教育を行う等です。

病院等の開設者や学校・養成所の設置者の皆様のご協力をよろしくお願いします。

### こちらのホームページにも関連情報があります

#### ■ 厚生労働省ホームページ「看護師等免許保持者の届出制度」（FAQもあります）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>

#### ■ ナースセンターが運営する無料職業紹介用サイト「eナースセンター」

<https://www.nurse-center.net/nccs/>